

Ofcom&ICO「TPSの実効性に関する調査」

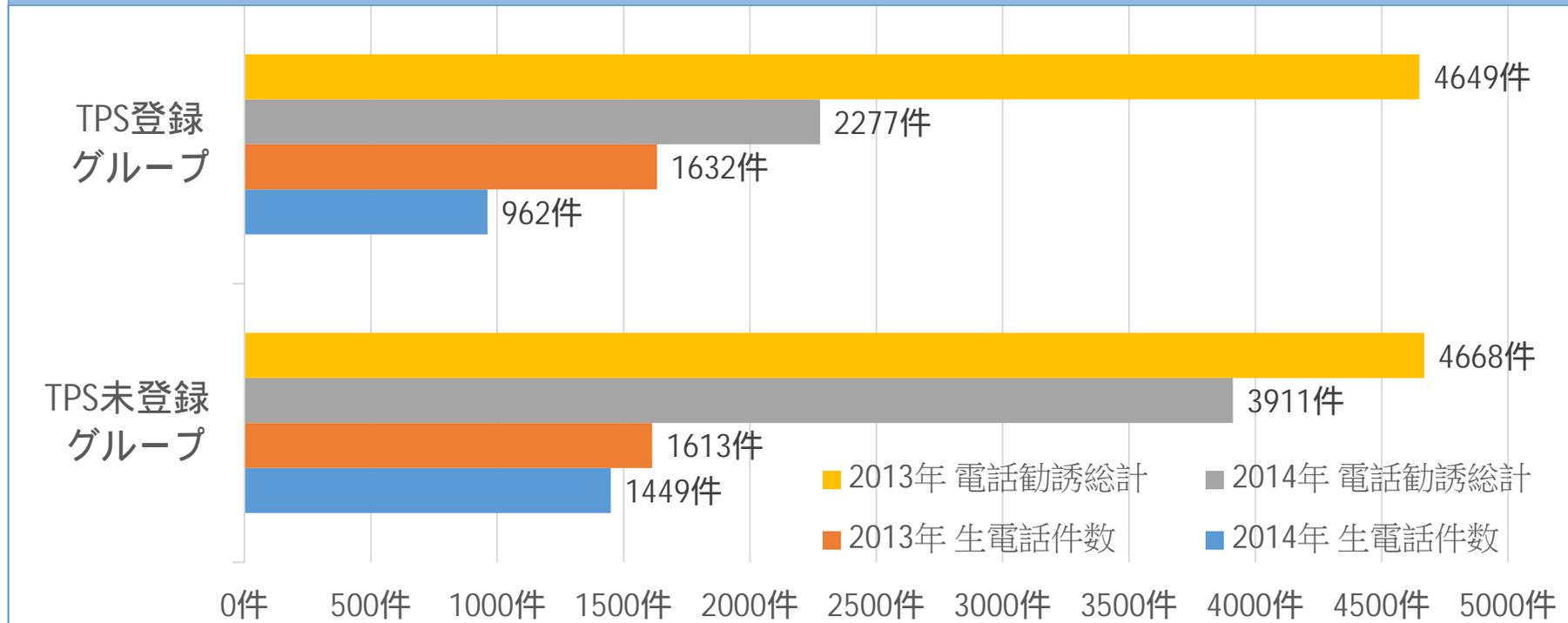
「Ofcom and ICO - Research into the effectiveness of the Telephone Preference Services」(2014.7.24)を参照

調査会社 Ipsos MORI

対象者 TPSに登録していない16歳以上の男女2183人を無作為に抽出

調査方法 (1)2013年11月から4週間、全員TPSに登録せず、電話勧誘件数と内容を記録
(2)2014年3月から4週間、TPSに登録したグループと、TPSに登録しなかったグループに分けて、かかってきた電話の本数とその内容を記録

その他 「電話勧誘総計」とは「生電話」「録音電話」「無言電話」の合計



電話勧誘がかかってくる回数の週平均の推移

	全電話勧誘		生電話		録音電話	
	回数	割合	回数	割合	回数	割合
TPSへ登録したグループ	11.9回	5.8回	4.2回	2.5回	不明	0.9回
TPSへ未加入グループ	11.9回	10.0回	4.1回	3.7回	不明	3.1回

2015年改正法の導入(2015年4月6日施行)

- ・民事制裁金を導入した2012年以降も相談件数多数
(2014年度 17万5000件以上)【参照】<https://ico.org.uk/action-weve-taken/nuisance-calls-and-messages/>
民事制裁金の要件が厳格で、容易に執行ができない
(これまでにTPS違反8件、e-MPS違反4件、計12件)
- ・DPA55A条1項(b)、3項(a) ()に規定されている
"substantial damage or distress"という文言を削除
ICOは民事制裁金を決定する際、上記要件を証明する必要がなくなった。
- ・要件の緩和により、民事制裁金の執行率増加が見込まれる
(ICO担当職員2名増員 計12名)